

周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例等の一部を改正する条例制定について

周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月2日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例等の一部を改正する条例

(周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年周南市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第8条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

(周南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 周南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年周南市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(周南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 周南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成26年周南市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(周南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 周南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年周南市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(参 考)

周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条の改正）

現行	改正案
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（<u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項に</u></p>

現行	改正案
	<p>において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

周南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条の改正）

現行	改正案
<p>（虐待等の禁止） 第8条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し法第<u>33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>（虐待等の禁止） 第8条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し法第<u>33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

周南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条の改正）

現行	改正案
<p>（虐待等の禁止） 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 法第33条の10各号に掲げる行為その他の当該利用者の心身に 有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>（虐待等の禁止） 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他の当該利用者の 心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

周南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第4条の改正）

現行	改正案
<p>（虐待等の防止） 第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、 法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身 に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>（虐待等の防止） 第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、 法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児 の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>